

令和 7 年度 公立大学法人 愛媛県立医療技術大学
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 7 年 4 月 10 日 制定

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため方針を定める。

2 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、その所在地が愛媛県内にある障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

3 調達する物品等及びその目標

本調達方針により調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその目標は、次のとおりとする。

種別	調達品目	調達目標額
物品	事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、 その他の物品	100 千円
役務	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・ テープ起こし、その他のサービス・役務	

4 推進の方法

障害者就労施設等からの物品の調達を推進するため次の取り組みを行う。

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- (2) 調達を円滑に進められるよう、積極的に地方公共団体等を通じて障害者就労施設等及びその提供可能な物品等の情報収集を行う。

5 調達実績の公表

年度終了後、速やかに、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要をとりまとめ、大学ホームページ等に公表する。